

気仙保健医療圏において次期保健医療計画（2024－2029）に位置付ける「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について

1 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

次に掲げる医療機関とする。

- (1) 県立大船渡病院（在宅療養後方支援病院）
- (2) 県立高田病院（在宅療養支援病院）
- (3) （岩淵内科医院（在宅療養支援診療所））

2 在宅医療に必要な連携を担う拠点

圏域内の各市町が設置する地域包括支援センターとする。

3 考え方等

(1) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

- ・ 国による在宅医療の体制構築に係る指針においては、自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所とされている。
- ・ 選定に係る基本的な考え方としては、在宅医療を担っている医療機関から位置付けることを想定しており、特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）に規定する在宅医療に係る施設基準の届出がなされている医療機関を位置付けることが最も適切と考えられる。

(2) 在宅医療に必要な連携を担う拠点

- ・ 国による在宅医療の体制構築に係る指針においては、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要とされており、また、当該事業の実施主体と、在宅医療に必要な連携を担う拠点が同一となることも想定されるとされている。
- ・ このことから、在宅医療に係る取組状況等について各市町へヒアリングを行ったところ、市町間において種々背景・事情による取組状況に差が認められたことから、現状においては各市町（地域包括支援センター）が最も適切と考えられる。